

維持管理計画書

吉川市一般廃棄物最終処分場

維持管理計画書

吉川市一般廃棄物最終処分場の維持管理計画を以下のように行う。

1 搬入管理

(1) 計測・記録

搬入される廃棄物は、吉川市環境センターに設置された計量器により測定管理及び記録する。

(2) 埋立物の確認

搬入時には目視にて埋立不適物が混入しないように管理する。
不法投棄及び関係者以外の立入を防止するために、最終処分場の周囲に高さ1.8mのフェンス、また搬入道路からの進入口には門扉を設置する。

2 埋立管理

(1) 埋立廃棄物

当処分場における埋立対象物は不燃ごみを対象とし、感染性一般廃棄物等は混入しないものとする。

(2) 埋立作業

埋立作業及び安全管理は、日常2人の環境センター職員により埋立作業を行う。

埋立を行う廃棄物に対し、飛散等防止対策を行うものとし、以下に対策を示す。

ア 粉じん発生対策

(ア) 強風時粉じん発生の恐れのある場合には、覆土による対策を講じる。

(イ) 強風時に埋立作業を行う場合には、飛散の恐れが高いため、埋立作業を中止するなどの措置をとる。

(ウ) 不燃ごみ埋立後は、転圧作業を行う。

(エ) 埋立終了後には、最終覆土により景観の向上と跡地利用を考慮した最終覆土を50cm程度行う。

イ 粉じん飛散防止対策

(ア) 最終処分場周囲には、飛散防止のフェンスを設置する。

(イ) 処分場周辺に飛散防止及び緑化のための植栽をする。

ウ 運営方法の対策

(ア) 強風時に搬入を行う場合には、飛散しやすいので、搬送を中止

するなどの措置をとる。

- (イ) 運搬車両に付着して埋立地外へ運び出さないようタイヤ等の洗浄を場内で行う。

ウ 不燃ごみ流出防止

埋立周辺の地表水が埋立地へ流入することを防止するための開渠に集められた雨水等は、遊水池に溜められた後、公共用水域に放流されるため、埋立に当たっては開渠等へ不燃ごみが流出しないようにするとともに、万一流出した場合には速やかに開渠等を清掃し、処分場内に埋め戻すなどの適切な処分をする。

3 地下水の管理

- (1) 埋立地からの浸出水によって、地下水が汚染されていないことを確認するために、環境センター職員による日常点検のほか、法に定められる検査を行う。
- (2) 水質の管理方法及び緊急時対応
環境センター職員による日常点検のほか、法に定める検査を行う。緊急時には、早急に適切な応急処置を行うと同時に設備の緊急停止を行う。
- (3) 検査項目及び頻度
別紙1の検査項目及び頻度表による。
- (4) 採水場所
別紙2及び図-7のモニタリング位置による。
その結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査及び生活環境保全上必要な措置を講ずる。
- (5) 電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、他の有価物の場合と同様にダイオキシン類について測定を行う。その結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査及び生活環境保全上必要な措置を講じる。

4 浸出水処理施設

- (1) 運転管理
浸出水処理施設は技術管理者による運転管理、薬品管理を定期的に行い、定期点検を年1回行う。
- (2) 管理方法及び緊急時対応
浸出水、放流水等の管理は、環境センター職員による日常点検のほか、法に定める検査を行う。緊急時には、早急に適切な応急処置を行うと同時に設備の緊急停止を行う。

放流水質を測定した結果、BOD、COD及びSS等の濃度が異常値を示した場合には、速やかに原因を研究し、改善措置を講じる。

(3) 検査項目及び頻度

別紙1の検査項目及び頻度表による。

(4) 採水場所

別紙3及び図-7のモニタリング位置による。

その結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査及び生活環境保全上必要な措置を講ずる。

5 雨水排水管理

埋立地周辺の雨水が埋立地内に流入することを防ぐため、埋立地外周にU字溝等の排水施設を設置し、これによって集水した雨水を遊水池へと流入させる。

また、排水施設は毎日目視により監視を行うものとし、土砂等の堆積が確認された場合は、速やかに清掃を行うものとする。

6 貯留構造物の点検

豪雨、地震等の災害により、貯留構造物に異常が確認された場合は、速やかにこれを修復するものとし、日常的にも目視等により常時監視を行う。

7 維持管理記録

当処分場における維持管理については、その検査測定結果等を一般廃棄物処理施設における維持管理の記録書により記録保管する。

8 処分場廃止

(1) 最終覆土

当処分場の埋立完了後は、廃棄物の飛散及び流出のないよう土砂による厚さ50cmの最終覆土を行う。

(2) 廃止手続

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準に従い、本計画の処分場を廃止する。

(3) 廃止後の管理

処分場廃止後においても継続的に検査測定管理を行い安全管理が確認された時点で閉鎖する。

処分場としての用途の廃止及び廃止後の跡地利用をよりの確に行える

よう跡地利用者が廃棄物の種類や量等に関する情報公開ができるように、
管理台帳を廃止後においても継続的に管理する。

9 跡地利用計画

運動公園用地として利用することを予定している。

検査項目・頻度・採取場所

周辺地下水モニタリング		
調査項目	頻度	採取場所
電気伝導率	1回/月	敷地内モニタリング孔 (水上・水下各1箇所)
塩化物イオン濃度	1回/月	
地下水検査項目…別紙2	1回/年	
浸出水モニタリング		
調査項目	頻度	採取場所
浸出水検査項目…別紙3 (重金属を含む排水基準等に係る項目)	1回/年	処理施設入口(計量槽)
水素イオン濃度・BOD・COD・SS	1回/月	処理施設出口(放流ピット)

※採取場所は図-7モニタリング位置図による。

地下水検査項目

環境側面	該当施設	種別	排出・規制値
地下水	一般廃棄物 最終処分場	アルキル水銀	検出されないこと
		総水銀	0.0005 mg/L以下
		カドミウム	0.003 mg/L以下
		鉛	0.01 mg/L以下
		六価クロム	0.05 mg/L以下
		砒素	0.01 mg/L以下
		全シアン	検出されないこと
		PCB	検出されないこと
		トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
		テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
		ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
		四塩化炭素	0.002 mg/L以下
		1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
		1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
		1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
		チウラム	0.006 mg/L以下
		シマジン	0.003 mg/L以下
		チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
		ベンゼン	0.01 mg/L以下
		セレン	0.01 mg/L以下
		1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
		クロロエチレン	0.002 mg/L以下
		ダイオキシン類※	1 pg-TEQ/L

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(別表第二)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条第一項

浸出水検査項目

環境側面	該当施設	種別	排出・規制値
水質	一般廃棄物 最終処分場 浸出水処理 施設	アルキル水銀化合物	検出されないこと
		水銀及びアルキル水銀その 他の水銀化合物	0.005 mg/L以下
		カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
		鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
		有機りん化合物	1 mg/L以下
		六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
		砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下
		シアン化合物	1 mg/L以下
		PCB	0.003 mg/L以下
		トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
		テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
		ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
		四塩化炭素	0.02 mg/L以下
		1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
		1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
		シス1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
		1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
		1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
		チウラム	0.06 mg/L以下
		シマジン	0.03 mg/L以下
		チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
		ベンゼン	0.1 mg/L以下
		セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下
		1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
		ほう素及びその化合物	50 mg/L以下
		ふっ素及びその化合物	15 mg/L以下
		アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/L以下
		水素イオン濃度	5.8以上8.6 mg/L以下
		生物化学的酸素要求量	60 mg/L以下
		化学的酸素要求量	90 mg/L以下
		浮遊物質	60 mg/L以下
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5 mg/L以下
		ノルマルヘキサン抽出含有量(動植物油脂類)	30 mg/L以下
		フェノール類含有量	5 mg/L以下
		銅含有量	3 mg/L以下
		亜鉛含有量	2 mg/L以下
		溶解性鉄含有量	10 mg/L以下
		溶解性マンガン含有量	10 mg/L以下
		クロム含有量	2 mg/L以下
		大腸菌群数	日間平均3,000個 以下/一立方cm
		窒素含有量	120(日間平均60) mg/L以下
りん含有量	16(日間平均8) mg/L以下		
ダイオキシン類※	10 pg-TEQ/L		

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(別表第一)
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条第
三号、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号)別表第二

